して、第一条の規定による改正後の同法（以下「新標準法」という。）第三条第二項の規定により小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合においては、都道府県の教育委員会は、教職員の定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置）

6　平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校（当該地震後に、被災した児童又は生徒が転学した公立の義務教育諸学校を含む。）において、被災した児童又は生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、当該事情に迅速かつ的確に対応するため必要な特別の措置を講ずるものとする。

（平成二十三年度における義務教育費国庫負担法等の規定の適用）

7　附則第一項の規定によりこの法律の施行の日が公布の日とされた場合は、平成二十三年度においては、新標準法第三条第二項の規定が平成二十三年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）その他の法令の規定を適用するものとする。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

8　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条」を「第六条第一項」に、「第十条」を「第十条第一項」に改める。

文部科学大臣　高木　義明
内閣総理大臣　菅　**直**人

森林法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年四月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第二十号

森林法の一部を改正する法律

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「第二百十三条」を「第二百十四条」に改める。

第四条第二項第三号の三中「かん養」を「涵（かん）養」に、「第十一条第四項第二号ロ」を「第十一条第五項第二号ロ」に改め、同項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　森林の保護に関する事項

第五条第二項第二号中「所在及び面積並びにその」を削り、同項第五号の二中「森林施業の共同化」を「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の三　森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

第五条第二項第八号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

第六条第一項中「三十日間」を「おおむね三十日間の期間を定めて」に改め、同条第五項中「、同項第五号の林道の開設及び改良に関する計画」及び「及び保安施設事業に関する計画」を削る。

第七条の二第二項第一号中「第六号から第八号まで」を「第五号の三から第七号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　その他必要な事項

第七条の二第三項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

第八条第一項中「施業し」を「森林の施業及び保護を実施し」に改める。

第十条の五第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

第十条の五第二項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

第十条の五第二項第十一号及び第十二号を削り、同条第八項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「について」の下に「、必要に応じ」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第十条の五中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村森林整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

二　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

三　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

四　その他森林の整備のために必要な事項

第十条の六第四項中「前条第五項から第八項まで」を「前条第六項から第十項まで」に改める。

第十条の七中「施業する」を「森林の施業及び保護を実施する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

第十条の七の二　地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2　市町村の長は、前項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

第十条の八第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第百八十八条第二項」を「第百八十八条第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第十条の十一の四第一項（第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定（第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関するものを除く。）に基づいて伐採をする場合

第十条の八第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第十条の九に次の一項を加える。

4　市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれか